

## 南相馬市小高区におけるまちづくりプランのとりまとめ支援業務に係る募集要項

令和6年7月8日

公益社団法人

福島相双復興推進機構

広域まちづくりグループ

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「機構」という。）では、南相馬市小高区におけるまちづくりプランのとりまとめ支援業務を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

### 1. 事業の目的（概要）

福島相双復興官民合同チーム第二期復興・創生期間取組方針（令和4年3月8日付）において、広域まちづくり支援として、「各まちの重点案件、特に帰還困難区域を抱える自治体へ重点支援」、「エリア全体を俯瞰した帰還者と移住者の双方にとって魅力と活気のあるまちづくりへの支援」、「民間企業・団体等と連携した関係人口拡大・社会課題解決」、「高付加価値コンテンツの創出・定着」等が重点取組事項として位置付けられています。（なお、「エリア」とは、令和4～5年度に調整が進められている特定復興再生拠点の避難指示解除後に、各自治体内において特別な許可なしに立ち入ることが可能となる範囲を含む。）

機構は、この方針に従い、原子力被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村とし、以下「12市町村」という。）に対する支援を実施していくこととしています。

南相馬市小高区については、南相馬市ではこれまで帰還者の生活環境向上のため様々な事業を実施してきたところ、帰還者数は横ばいに留まっており、小高区の再生を加速化させるため、地域コミュニティの再生を始めとした小高区が抱える課題に対して、地域住民や団体が連携して主体的に関わりながら進めていく必要があると考えております。

本業務委託は、小高区のさらなる復興まちづくりの推進のために、小高区の地域住民や関係者が今後的小高区のまちづくりについてワークショップの形で議論し、地域の現状や住民の意向を十分に反映しながら、今後小高区において必要となる施策の方向性や取組について「まちづくりプラン」としてとりまとめることを目的とします。

### 2. 事業内容

(1) 件名 南相馬市小高区におけるまちづくりプランのとりまとめ支援業務

(2) 業務内容等

① 小高区について、小高区の住民や関係者を集めたワークショップを官民合同チーム主催で開催し、小高区の将来像や小高区の今後のまちづくりの考え方や方向性等を議論した上で、将来イメージ及びその実現に向けた具体的なまちづくりプランをとりまとめます。

なお、本業務は、下記【参考】に記載するとおり、2か年にわたって行うこととしますが、本業務委託の対象とする令和6年度における業務内容は、下記②のとおりです。

【参考】今後の検討の進め方（全体スケジュール）

(ア) 1年目（令和6年度）

・検討メンバーや活動内容や手法等、実施に向けた事前準備としての体制作りを行うとともに、小高区の将来像を描き、今後的小高区におけるまちづくりの考え方や方向性等、基本的な考え方を整理し、将来イメージをとりまとめる。

(イ) 2年目（令和7年度）

・小高区について、1年目にとりまとめた将来イメージを踏まえ、その将来イメージの実現に向けた具体的なプランを検討し、まちづくりプランをとりまとめる。

② 令和6年度における業務内容

令和7年度における小高区のまちづくりプランのとりまとめを前提に、検討メンバー構成の検討（体制づくり）や活動内容や手法等事前準備を行うとともに、小高区の将来像を描き、今後的小高区におけるまちづくりの考え方や方向性等、基本的な考え方を整理し、小高区の将来イメージをとりまとめます。

なお、実施にあたっては以下の点に留意してください。

(a) 実施方針の検討

・検討メンバーの選出や、活動内容、進め方を検討する。

(b) 小高区の現況と課題の整理

・各種資料収集を行い、町の現況と課題について整理する。

(c) まちあるき

・小高区の現在の状況について出席者内の共通認識を図るため「まちあるき」を実施し、ポテンシャルや課題を整理する。

(d) 将来イメージの検討

・上記（b）及び（c）をもとに、小高区の将来像（目指すべき姿）やコンセプトについてアイディア出しを行うとともに、次年度のまちづくりプランの具体的な検討に向け、小高区の将来イメージの方向性や、将来イメージの実現に向けた活動内容、連携方法の検討を行う。

(e) ワークショップの開催

・上記（a）～（d）については、3回程度、住民や有識者によるワークショップを開催し、意見等を求めるものとする。なお、当該ワークショップについては、適宜ファシリテートを行う等、会議の運営及び意見集約等を行うものとする。

（3）業務期間 [契約締結後]～令和7年3月24日（月）

（4）進捗報告

① 週次報告

機構（課長以下）とおおよそ週次での定例会を開催し、前回定例会以降の活動実績及び次期定例会までの活動予定について報告し、指示を受けることとします

② 月次報告

機構（G長以上）と月次での定例会を開催し、前回定例会以降の活動実績及び次期定例会までの活動予定について報告し、指示を受けることとします。

（5）納入物

下記の納入物を、「（6）納入場所」に記載の宛先に送付して下さい。

① 報告書（履行期間終了時）：1部

② 参考資料、データ等を記録したCD又はDVD等の電子データ：1式

（6）納入場所

〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号 福島セントランドビル  
公益社団法人 福島相双復興推進機構

3. 応募資格

本支援業務の申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤ 機構からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。

⑥ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に機構との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が企画提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

#### 4. 契約の要件

(1) 予算規模：(企画競争の場合) 13,020,000円（税別）を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、機構と調整した上で決定することとします。

#### 5. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和6年7月8日（月）  
締切日：令和6年7月26日（金）17時必着

(2) 質問期限及び回答方法

質問期限：令和6年7月16日（火）17時（必着）  
下記問い合わせ先へ電子メール（様式任意）により質問してください。  
回答予定：令和6年7月18日（木）以降  
弊機構ホームページ（<https://www.fsrt.jp/procurement>）に回答を掲載します。

(3) 応募書類

① 以下の書類を（4）により提出してください。

- ・申請書（様式1）
- ・見積書（様式2）※任意の様式でも可
- ・企画提案書
- ・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・直近の財務諸表
- ・業務委託契約書（案）※代案がある場合

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。  
なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより9.記載のE-mailアドレスに提出してください。  
※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。  
※1度に受信できるファイルサイズは10MBが上限となります。10MBを超える場合は、複数回に分けて送信してください。

(5) 秘密情報

① 業務委託契約書（案）記載の「秘密保持」については、契約成立のいかんに問わらず、入札者および機構双方の遵守事項とします。

② 業務委託仕様書、業務委託契約書（案）ならびにその他の添付書類、および入札者・機構間で行われた情報提供による秘密情報（個人情報を含む。）についても同様の扱いとします。

## 6. 審査について

### (1) 審査方法

応募書類について、1次審査を書面にて、2次審査をプレゼンテーションにて総合的に審査・評価し、その結果に基づき委託候補者（優先交渉者）を選定します。

### (2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

① 3.の応募資格を満たしているか。

② 「評価項目一覧」に記載する「評価基準」に基づき審査・評価するものとする。

### (3) 審査スケジュール（予定）

① 1次審査の結果：令和6年7月31日（水）以降、参加者に通知します。

② 2次審査：令和6年8月5日（月）13時～17時の間、40分間程度  
弊機構の会議室で行います。詳細は、1次審査の合格者へご案内します。

### (4) 調達候補先の決定及び通知について

2次審査の結果、調達候補とされた申請者については、機構のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

## 7. 契約について

本公告に示した参加資格のない者による入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

委託候補先とされた申請者について、機構と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、機構との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。契約書（案）に対する代案（修正要望）がある場合は、提案書および見積書の提出にあわせて、当該代案を提出すること。この場合、添付の契約書（案）を基にWordの校閲機能等を使用し、修正箇所が明確に判断できるよう作成のうえ提出すること。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

## 8. 提案書・見積書に記載すべき事項

### (1) 提案書

- ① 事業の目的、内容、および実施方法
- ② 事業実施計画
- ③ 事業実施体制

### (2) 見積書

- ① 工数および費用について、見積書に記載してください。
- ② 業務実施のために交通費、出張費（宿泊費・日当）、会場費、講師謝金等（以下、総称して「経費等」という。）が必要となれば見積書に含めること。なお、ワークショップの開催に基づく、それらの出席者に対する日当及び交通費の支給に関しては、その実費相当額を「4.（1）予算規模」に記載の額とは別に機構による負担とする。

## 9. 問い合わせ先

〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号 福島セントランドビル

公益社団法人 福島相双復興推進機構

総務調整グループ業務調整部契約管理課

担当：高橋、加納（070-3813-6977）

E-mail : kikou-koubo\_3@fsr.or.jp

お問い合わせは原則として電子メールでお願いします。

以上